

電力・ガス取引監視等委員会

第42回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年4月17日（月） 10：01～15：37
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第42回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、オブザーバーとして北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力が出席されますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

以降の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。それでは、議事を進めさせていただきます。今日は議事が5つということでございまして、まず1番目の議事、これは「これまで委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について」ということであります。事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料3を御確認願います。これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況につきまして、本日は、これまで頂いた御意見・御指摘の全てについて御回答ないし対応をさせていただきたいと思います。具体的には各議題の中で御説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長　　ということで、具体的にはそれぞれの項目でということであります。

それでは、議事2ですけれども、これは「消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する現時点での取組状況等について」ということでありまして、これも事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長　　資料4－1を御覧ください。

消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する現時点での取組状況ということでございまして、2ページ目でございますけれども、第39回会合では、消費者庁及び消費者委員会から提示いただいている論点等について回答のたたき台を御議論いただいたところでございますが、本日は、議論の進捗などを踏まえて更に事務局で更新・追記させていただいた回答案を議論いただきたいと思います。

主なところを中心に御説明させていただきたいと思いますが、6ページ目をお願いいたします。まず総論のところ、直近実績の評価とコスト効率化というところにつきましては、現在、各事業者の効率化の取組について、過去実績を踏まえつつ定量的に横比較を行うなど厳格かつ丁寧に審査を進めさせていただいているところ、第41回の会合では、各事業者の効率化係数の案を事務局から提示している旨を記載させていただいております。

さらに各事業者における調達状況について、水力、火力などの分野別設備投資などの項目別に調査を行い、資料4－2のとおりまとめておりますというところございまして、資料4－2を御覧いただきたいのですけれども、1枚めくっていただきまして、本資料につきましては、料金改定審査を行った7事業者における調達状況の整理を試みたものでございます。対象分野としましては水・火・原・新エネ・販売・業務の6分野と、対象費用項目はここに掲げた4項目ということで、1枚めくっていただきまして、順に北海道電力を例に説明させていただきますと、これは過去5年分に遡って、それぞれ上位10件について契約金額、会社名、特命か競争かという発注形態について整理したものでございまして、各費用項目について各部門別に、各社別でまとめさせていただいているというところでございます。

続きまして、また資料4－1に戻っていただきまして、今度18ページ目までお願いしたいのですけれども、変動費関連ということで燃料費・購入電力料のところでございますけれども、ここは全体的にアップデートしております。18スライド目で御説明させていただきますと、まず2つ目のポツでございますけれども、取引所取引におけるマッチングを行

うことによって、高い自社発電とか他社購入は可能な限りスポット市場からの調達に置き換えられることとなった。また燃料費につきましては、今後契約更改を行うものを中心に、他の電気事業者の取組状況を踏まえた効率化努力を求める方向で議論を進め、具体的にはトップランナー査定を行うことを検討ということを明記いたしました。

さらに最後のポツでございますけれども、発電分離を行った会社におけるグループ内取引については、他の電気事業者の取組状況などを踏まえた効率化を求める方向。例えば、市場価格と比較して適正な水準かとか、他社における相対購入契約と比較して適正な水準かといった観点から確認することを検討するといったことを明記させていただいております。

変動費関係はおおむね今のトーンで全体的に進めようとしておりまして、次に固定費でございますけれども、29スライド目をお願いいたします。人件費につきましては、賃上げをどう見込むかも重要な論点であるというところで御指摘をいただいていたところですが、結論として、2つ目のポツのとおり、料金審査要領の原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないものの、最新の統計値に基づく再計算を行って、原価上の人件費が申請額を上回らない範囲で変わることは許容するとの案を事務局から提示させていただいているところでございます。

続きまして、42ページ目をお願いします。電力会社の不適切事案に関する考え方でございます。

1枚めくっていただきまして43スライド目でございますけれども、この2つ目のポツに書きましたとおり、不適切事案が規制料金に直接的な影響を与えているという明確な因果関係は確認されませんでしたけれども、不適切事案を通じて高コスト体質になっていたのではないかといった疑念を払拭する観点からも、経営効率化の取組など厳正に審査を行う必要があるといったことを書かせていただいております。

具体的には56スライド目をお願いします。これはカルテル事案が規制料金に与える影響の検証をしたものでございますが、下の図のとおり、カルテルが直接規制料金に影響を及ぼしているといったラインはつかめなかったものの、一つ考えられるのは、右側の課徴金が原価に算入されていれば直接影響を及ぼすこととなる、しかし、それは原価に算入していないということを確認しているところでございます。

他方で、高止まりから下に矢印が延びているところでございますけれども、カルテルをすることによって競争が不活発になってしまうと、高コスト構造、経営の効率化が進まな

いのではないかとといったところがもう一つ論点となり得るところでございます。この検証のポイントとしては、他電力との競争が存在しているか、電力会社の経営状況は高コストを許容できる状況かといったところが検証のポイントでございます。ここは、影響があったとはっきり認めるには至らなかったところでございます。逆に、ないとも言えなかったところでございますが、そういう点から、能率的な経営となっているかといった観点で経営効率化について厳正に審査を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、不正閲覧関係の方も同様でございます。64ページをお願いいたします。不正閲覧につきましても、規制料金に直接影響が出るかといった点については、考えられるラインとしては、損害賠償請求が原価に算入されたりとか、あるいは再発防止策に関するコストが原価に算入されたりする場合ですけれども、そういったことがないということは確認をしているところでございます。

他方で新電力の顧客への取り戻し営業等に使われると、競争がゆがむことによって事業者間の競争が不活発になれば、先ほどのカルテルと同じように、寡占的な市場構造等によって高コスト構造になってしまうという疑念が指摘されているところでございますが、そこについては、検証のポイントとしてシェアの推移を確認すると、競争状態は一定程度存在していると。要は競争が制限されているといったところについてははっきりとしたことを認めることができなかったものの、しっかりとここも疑念を払拭する意味で、コスト効率の良い他事業者と比較して経営効率化を求めるなど、厳格に審査を行っていきたいと考えているところでございます。そういったことについて回答をしていきたいと考えているところございまして、御議論をいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

消費者庁と消費者委員会への回答ですけど、これについて御意見あるいは御質問あれば発言願います。例によって手挙げ機能でお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 河野でございます。御説明ありがとうございました。私は、43ページにお示しいただきました不適切事案に関する今回の整理に関して意見を申し上げたいというふうに思っております。

値上げ申請の審議が進む中で次々に顕在化してきた不適切事案に関しては、消費者とし

ますと、本当に何を信用したらいいのかと冷静に今回の事案を受け止めるのにはなかなか厳しい状況になっているというふうに思っております。特に公正取引委員会の御指摘などを丁寧に読みますと、今の電力システムが本当に公正で健全に機能しているのかということも疑わざるを得ないというような状況だと思っております。

その上で、今回事務局で整理していただいた考え方に関しましては、私も、過去に遡って影響をしっかりと確認し、これから先の原価への影響を適切な数字で反映していくというのはとても難しいと思っておりますので、事務局の整理に関しては尊重していきたいというふうに思っております。本来でしたら適切なコストを使って必要とされる事業活動を行わずに、カルテルですとか情報漏えいや情報閲覧をしたことを効率化であると誤った認識を持っていらっしゃる事業者さんがいたのではないかと、とても残念に思っております。

今後に向けては、これから審議をいたしますけれども効率化係数を厳しく課すということで、社会から、消費者からのペナルティーという意味合いでの判断をしっかりと示していければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。効率化係数の問題ですね。

そのほかいらっしゃいますか。

原オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○原オブザーバー 原でございます。カクテル事案について、事務局からの御説明に対して特に意見というわけではないのですが、感想として発言させていただきたいと思います。

なぜこのようなカルテルが行われるに至ったかという、そのそもそもの理由がどうもよく分からないというふうに感じています。例えば、自由化によって価格競争が激しくなり過ぎてしまって、事業の継続が危うくなってしまうような状況だったのか、単にいわば既得権益を守りたかったのか。特別高圧・高圧部門のことですけれども、消費者としては、電力システム改革そのものに何か問題があって、供給不足とか電力不足につながったりはしないのか、また、課徴金で終わる問題なのかなどと、大変今後に不安を感じております。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございます。

消費者庁から手が挙がっていますね、消費者庁、どうぞ御発言ください。

○片岡オブザーバー ありがとうございます。消費者庁でございます。今回、電取委さ

んで検証作業、我々がずっとプライオリティーだと言い続けてきた事項について検証作業が始められたということについては、率直に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

他方で、実は事前に少し検証の作業の状況をお聞きした際に、これだけだとちょっとまだ不十分じゃないかというお話をさせていただいております。43ページのところで、参考資料のとおり検証を行いました、その結果、明確な因果関係は確認されませんでしたというふうに書かれているのですけれども、少し違和感があるのは、もう少し検証すべき事項があるのではないかということをお願いしている中で、既に結論が、明確に確認されませんでしたというふうに書かれているというところで、何となく結論ありきの作業がされているのかなという気がしなくもないというところは、すごく残念だなと思っていて、もう少し各項目について丁寧な検証作業をお願いしたいなというふうに考えております。

あともう一つ、従前から申し上げてきていることではありますが、まさに電気事業法というところの認可の条件になっている能率的な経営の下での適正なコスト、利潤を踏まえて認可をするという規定がありますけれども、まさにこの事案は、能率的な経営かどうかというところをしっかりと見ていただくというところが大事なんだろうというふうに思っておりますので、是非そういうフレーズもどこかに書いていただきたいなというふうに思っております。

細かな検証項目については、時間の関係もあるので今は申し上げませんが、もう少し丁寧にやっていただきたいなというところと、これは実は電取委さんとももう少し検証作業を続けますというお話をいただいておりますので、そういう意味では今後の検証作業をもう少し注視させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

他に御意見ございますか。

それでは、主として消費者サイドから今御意見ありましたので、事務局からコメントをお願いしたいと思います。

○池田取引監視課長 まず、全体的にカルテル等々に関して、何を信用すればいいのか、あるいはカルテルに至った経緯が分からない、不安だということについては、御指摘のとおりかと思っております、ここについては、監視等委員会においてはカルテルについては報告徴収等を実施しているところでございまして、また、何でカルテルが起きたのか

というところまでしっかりと見ていって、再発防止のために何が必要かということをしつかりと考えていきたいと思ひますし、電力会社各社に対しては、消費者、需要家の信頼を取り戻すためにしっかりと今後改めていっていただきたいと思うところでございます。

また、消費者庁さんからいただきました点につきましては、認可の条件については能率的な経営が前提となっていることは当然でございますし、そこはしっかりとやっていくということで取り組んでいきたいと思ひます。

○山内座長 どうぞ。

○新川事務局長 電力・ガス取引監視等委員会事務局長の新川でございますけれども、御指摘ありがとうございます。河野委員、原オブザーバーの御指摘や御不安な点、また、これで本当に信用できるのか、自由化そのもののシステムへの御不安ということについて重く受け止めたいと思っておりますし、今回の審査のみならずいろいろな制度改革を通じてしっかりとお応えをしていきたいと思っております。

また、消費者庁の片岡総括審議官からいただきました今後の検証につきましては、更に深めていきたいと思っておりますので、是非ともよろしく御願いいたします。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

今の御意見、消費者庁からの御指摘を踏まえて、基本的に、この御回答の案で我々の委員会としては御承認いただけるかなというふうに思っておりますが、今お答えありましたように、不十分な点については更に突っ込んでこれを作り上げていくということをお願いしたいというふうに思ひます。そういう形でよろしゅうございますかね。

それでは、議題2は以上とさせていただきますが、先ほども議論が出ました「経営効率化について」でございます。前回、経営効率化について、この査定方針をお示ししたところでありますが、それに対して電力事業者側からいろいろな御意見・御発言をしたい、こういう御要望がございますので、まずは電力会社側・事業者側から御意見を言っただいて、それで議論ということにさせていただこうと思ひます。

まずは北海道電力でありまして、これは上野様に御説明いただきますが、よろしゅうございますか。御願いいたします。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございます。それでは、資料5-1、経営効率化の査定案について御説明させていただきます。

スライド1を御覧ください。前回示された査定案は、kWh当たりの費用に基づき効率化

係数を算定するという内容でございました。この点、当社といたしましては、北海道エリアの特殊性による影響、再エネ電源拡大による影響、そして泊発電所停止継続による影響、これらが考慮されていないため、評価の方法を見直していただきたいと考えてございます。

スライド2を御覧ください。まず、1点目の北海道エリアの特殊性による影響でございます。当社の発電部門は、北海道エリアの特殊性を踏まえて他エリアと比べて安定供給の観点から、大型電源脱落リスク対策として一定の予備力が必要となるため、kWhがあまり多くない発電所を保有しなければならない状況でございます。こうした状況は早期に解消はできませんが、今回の査定では他社トップランナー並みのkWh当たり費用について短期間での実現を求められることとなり、この特殊性を踏まえた安定供給の視点が考慮されない評価となってしまうものと考えてございます。

スライド3には、北海道の特殊性を踏まえた広域機関の電力需給検証に関する資料を添付させていただきました。

続いて、スライド4を御覧ください。2点目の再エネ電源の拡大による影響でございます。再エネ電源の拡大により火力発電電力量の低下が続いておりますが、特に北海道エリアではこの傾向が顕著となっております。これに対しては、本来的には電源の休廃止を進めていくことなどによりまして固定費も低減させていくことが望ましいものの、火力発電所は調整力としても引き続き必要となりますので、kWh当たり費用が上昇する傾向は避けられない状況でございます。

スライド5を御覧ください。3点目の泊発電所停止継続による影響でございます。泊発電所につきましては、原価算定期間内の稼働は困難であり、今回原価には再稼働を織り込んでございません。このような中、維持管理に係る費用や安全性向上及び再稼働に向けた費用が必要となることから、kWh当たり費用が高くなる方向に作用いたします。

お客様に御負担をおかけすることとなりまして大変心苦しくは思っておりますが、費用については最大限の効率化を織り込んでございまして、当社の効率化が劣後しているものではないと考えております。

続いて、スライド6を御覧ください。以上御説明しました当社の状況は、原価算定期間内では解消できず、他社トップランナー並みのkWh当たりの費用の実現は困難であり、kWhではなくkWに基づく評価が合理的であると考えてございます。一方で、全社において一律にkW評価に見直すことは難しいと思いますので、当社についてはkW評価を適用いただきたいと考えてございます。

スライド8を御覧ください。今回示された査定方針の場合、固定費については過去水準からの増加は認められないものとなっております。一方で原価算定期間での費用増が避けられないものとして、泊発電所の安全性向上及び再稼働に向けた費用があり、これについては、前回専門会合においても複数の委員の皆様に必要な性を御理解いただけたものと認識してございます。このため、これらの費用については効率化係数による査定の対象としつつも、効率化係数算定のうち過去水準との比較においては、この費用増を今回原価から除外した案としていただきたいと思いますと考えております。

スライド9を御覧ください。修繕費については、設備の量を踏まえる観点から、帳簿原価を基にした各実績によるメルクマール査定、また固定資産除却費については個別に査定を行うこととされております。今回これら費用が効率化係数の査定対象となることで、査定の考え方が、実質的にはkWhを分母とした単価比較のトップランナー査定に置き換えられる形となってしまう、設備の維持や、安定供給の観点から非常に厳しい内容となってしまう。そのため、例えば効率化係数による査定を、継続的な効率化の年1.4%のみ適用していただきたいと思いますと考えてございます。

スライド10を御覧ください。原価算定期間内における固定費とそれに対する査定のインパクトを下図で示してございます。当社の効率化係数23%はこの赤ラインとなりますが、この23%は事務局資料に記載のとおり、考え方としては2025年度に向けて34.6%を目指すという内容でございまして、この水準を原価算定期間内において実現するという事は非常に困難であると考えてございます。

スライド11を御覧ください。この23%の水準達成を目指すとした場合には、既に当社として最大限の効率化を行っており、今回原価には労務単価を据え置いて織り込んでおりますが、労務単価や資材価格が上昇・高騰している中、これ以上の大幅な削減は、S + 3 Eや、発注先企業・北海道経済等への影響が懸念されるものと考えております。

スライド12は、当社の効率化の状況や労務単価の原価織り込みの内容等を記載したものでございます。

スライド13を御覧ください。最後に、これまで申し上げた当社の意見のまとめとなります。経営効率化の査定案として、kWh当たりの費用という同一の基準による横比較による評価が行われており、査定に当たっては、このように何らかの比較が必要ということは十分理解をしておりますが、その場合の当社の評価に関するひずみとインパクトは極めて大きいものとなっております。このため、当社の評価においては、当社の実情等を考慮した

評価方法としていただきたく、御検討のほどお願い申し上げます。

私からは以上となります。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、北陸電力・平田様にお願いいたします。

○平田オブザーバー 北陸電力の平田です。では、資料５－２で説明させていただきます。前回会合で示された効率化係数の適用について、当社の考えを申し上げます。

２ページ目を御覧ください。まず、前回会合で委員から意見のあったとおり、一層厳しい効率化を求められているということについては、当社としても十分認識しておりますが、一方で、これまで御説明してきたとおり、今回の申請に当たり最大限の原価低減を図る観点から、志賀２号の再稼働を織り込んでおります。１月２７日の専門会合で御説明したとおりですが、これにより固定費が安全対策工事費等の影響により６８億円増加するものの、燃料費等の可変費を２００億円低減できることから、総原価では－１３１億円の原価低減となっております。

当社の場合、分類③には志賀２号再稼働に必要な固定費を含んでおり、その原価低減効率化を評価することなく、分類③の費用に一律に効率化係数を適用することは原価低減意欲を削ぐものであり、合理的ではないというふうに考えます。

したがって、効率化係数の設定及び当該係数を乗ずる対象から、再稼働織り込みによる固定費増分を控除することを是非是非とも御検討いただきたいと考えております。

次に、３ページ目を御覧ください。修繕費への効率化係数の適用要否について意見を申し上げます。前回会合で示された事務局整理では、修繕費は効率化係数を乗じる対象費目となっております。これに対して当社としては、修繕費は効率化係数の適用対象外と整理することが妥当であると考えます。

その理由ですが、修繕費は、料金審査要領に修繕費率によるメルクマール査定が規定されており、これは人件費と同様に、前回会合で示された事務局整理のフロー図でいう、査定方法が個別に定められている費目に該当すると考えます。すなわち、修繕費については既に審査要領に基づく自社過去実績との比較査定を行っており、このフロー図に従えば、効率化係数の適用対象外とするのが妥当であると考えます。

なお、今回の申請原価においては、既に弊社の修繕費について効率化努力を織り込んでおります。このページの一番下の※に記載のとおりですが、今回申請原価には、修繕費、設備投資その他経費の未契約分に対し、さらなる効率化として調達原価－６％、金額にし

て－54億円の原価低減を織り込んでおります。

それに加えて、更にその他の費目と合算の上で設定された一律の効率化係数を乗じ、かつ厳しい低減率となる場合、さらなる効率化努力を行っても、なお必要な修繕費を賄えなくなることを危惧しております。

最後に4ページ目を御覧ください。この効率化係数が新ルールとして制度化、適用されることについての懸念点を述べさせていただきます。まず1つ目は、脱炭素化推進と燃料コスト低減です。カーボンニュートラル及び電力需給逼迫への対応として、特に原子力や再エネ等の脱炭素電源への投資増加が必要な中、原子力再稼働や再エネ導入による燃料費の低減、ひいては原価全体の低減を評価せずに固定費の増加にのみ着目して査定されるということになれば、事業者の電源投資に対するディスインセンティブとなるのではないかと懸念いたします。

2つ目は電源固定費の回収不足という観点ですが、足元の物価が上昇する中、現行ルールに基づき原価に対するエスカレが認められない一方で、新しいルールとして年間1.4%の効率化が求められるということは、電源固定費回収不足が発生する可能性の高まりにより、やはり電源投資に対するディスインセンティブとなるのではないかと懸念いたします。

最後、まとめですが、適切な電源固定費を回収できる料金審査ルールの形成という観点で、本件については慎重な御検討をお願いしたいと存じます。

説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

続いて、中国電力の小寺様にお願いしたいと思います。

○小寺オブザーバー それでは、私の方からも効率化につきまして御説明をさせていただきます。まず、前回の審査会合におきまして、効率化係数が非常に厳しいというような御認識を委員の先生からもお示しいただきましたけれども、事業者として不祥事が続いていることをしっかり受け止めなければならないというような厳しい御指摘もいただいております。その上で、前回も御説明をさせていただきましたが、効率化を計算する上で島根2号機の取扱いについて御考慮いただきたいということを、改めて資料5－3に基づき御説明させていただきます。

それでは、資料5－3の1ページをお願いいたします。当社は、震災以降も経営効率化に最大限取り組むことで、値上げの本格改定はしておらず、現行料金水準を維持してきて

おります。今回、料金の値上げを申請させていただくに当たり、島根2号機の再稼働を織り込むことで、原価の抑制ということで実質400億円程度の抑制を図っております。申請料金には燃料費調整の上限がないということを仮定した場合も、現行料金よりも安くなっているということでございまして、なかりせばの場合でも、料金が下がるように抑制しているということでございます。

この島根2号機の再稼働の織り込みにより、今回の議論の対象になっております固定費に限って試算すれば、当然減価償却費や、あるいはメルクマールを超えて御承認いただきました修繕費についても増加しており、固定費だけを比べれば、過去6年間に比べて費用水準が上昇しているということでございます。

今回の効率化係数を算定する上で、自社の過去水準でこれを比較した場合は当然そういうことになるわけでございますけれども、ただ一方で、原価の抑制ということが当然全体の中ではございますので、この辺りを入れた上で評価していただかないと適切ではないというふうに考えます。

これまでの議論を踏まえて、北海道電力さん、北陸電力さんからも同様の御指摘ございましたけれども、当社で言えば島根2号機の再稼働に伴う減価償却費及び修繕費の増加につきましては、これを考慮していただくことで、その発電部門の申請原価の費用水準は4円11銭になりここに示しておりますとおり、3年平均で7%ぐらいになるということで試算しております。当社には、そもそも7%程度の申請原価の中にコスト低減を織り込んでおりまして、今回当社が試算しました7%を加えると、合計で14%ということで、相当規模の効率化を求められているということでございまして、非常に厳しいとは受け止めておりますけれども、徹底的な効率化に努めることによってしっかり実現をしていきたいというふうに考えております。

若干補足になりますけれども、次のページに、島根2号機織り込みによる原価の抑制について改めてお示ししております。11月の申請時点では、燃料費控除後で470億円の原価抑制効果があると御説明いたしましたけれども、今回、燃料の前提を見直したことによりまして若干減っておりますけれども、それでも400億円の原価抑制効果があると織り込んでおります。

私からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、四国電力・宮本様、お願いいたします。

○宮本オブザーバー 四国電力の宮本でございます。経営効率化の査定にあたり御考慮いただきたい事項について、当社から、2点御説明いたします。資料5－4を御覧ください。

まず、1ページ目、申請時に織り込んだ経営効率化額の取扱いについてです。当社は原価算定期間における新たな効率化効果80億円のうち、設備関連費・諸経費については、現在取組を進めている追加の効率化努力の成果を先取りして、35億円のコスト削減を織り込んでおります。

前回、効率化の算定方法を御提案いただきましたが、当社が申請時に織り込んだ効率化努力の先取り35億円と、今回の効率化係数による査定は、将来の効率化による成果という点で同じ性質のものと考えております。

つきましては、重複を回避するため、今回効率化比較の基準となっている申請原価の単価を、効率化努力の先取り35億円の反映前の値で評価いただいた上で、効率化係数を再算定することにより、効率化係数による査定額と効率化努力の先取り35億円との重複をなくすようお願いいたします。

次に、2ページ目、修繕費における経営効率化査定とメルクマール査定の取扱いについてです。修繕費については、これまで議論されてきたとおり、メルクマールの超過分について、原子力などの特殊要因を除いたものが、査定対象になると認識しております。

一方、修繕費は、効率化査定の対象にもなると考えておりますが、重複査定を回避するために、メルクマール査定と効率化査定の考え方を整理いただく必要があるものと考えております。

このため、メルクマール査定と効率化査定を行う順序として、当社の前回査定に倣いまして、まず経営効率化査定を行い、効率化査定後の修繕費率がメルクマールの範囲内かどうかを御確認いただいた上で、メルクマール超過分があれば査定するという考え方でお願い申し上げます。

資料の御説明は以上となりますが、当社では、今回の査定を踏まえて今後、更なる効率化に向けて真摯に取り組んでまいります。ただ、今回御提示のあった、会社規模などを考慮しない横比較による効率化査定は、当社にとって大変厳しいものと受け止めております。特に、修繕費などの設備工事関連の費用について、原価算定期間の3年間でここまで大幅な削減を実現することは非常に困難であり、経営への影響も大きいため、激変緩和措置を大きく取るなど追加的な緩和策について御検討いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

す。

さらに、本日の議題ではございませんが、前回議論になった燃料費についても重ねてお願い申し上げます。特に石炭については、11～1月の3か月間の実績値を基にトップランナー査定を行う方針を伺いましたが、前回会合でも弊社及び北陸殿からも御意見ありましたように、トップランナー査定の指標として使うには期間が短過ぎることから、配船隻数が少なく、データとしての信頼性が低いものと考えております。実績を査定の基準とするには、1年程度はデータを取る必要があると考えますが、燃料費の採録期間と合わせる必要があるなら、極端に低いトップランナー値を基に査定することのないよう、例えば、トップランナー価格を上位複数社の平均値にすることや、すぐには燃種や契約の変更が難しいということを踏まえた経過措置として、原価算定期間を通じてトップランナーに追いつく形にすることなどについても御検討いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、事業者さんからの説明は以上となりますが、これは事務局から前回提示していただいたものが基本ということでございますので、それを踏まえて今の御発言について——今、東北電力と東京電力エナジーパートナーから手が挙がっていますが、事業者として追加的に御説明したいということでしょうか。東北電力、いかがですか。

○宮武オブザーバー 東北電力ですが、マイク届いていますか。

○山内座長 届いていますが、本当は委員の方の意見の後なんですけれども、今の御説明の追加ということであれば、先に東北電力から、次に東京電力エナジーさんをお願いしたいと思います。どうぞ御発言ください。

○宮武オブザーバー 東北電力の宮武でございます。お時間いただきましてありがとうございます。当社から資料を準備、提出してございませんが、一言意見を述べさせていただきます。

効率化の取組につきましては、前回改定以降、徹底した効率化に取り組んでまいりました。こうした取組の成果として既に着手済みの効率化848億円に加えまして、今後の取組として追加的に311億円の削減を先取りして、今回の原価に織り込んでございます。様々な価格の上昇が進んでいる中で大幅なコスト削減の織り込みが求められることは、非常に厳しいものと受け止めております。

その上で効率化係数の設定方向についてですが、第39回の専門会合でも御説明させてい

いただきましたとおり、弊社の発電電力量当たりの分類③の諸経費が過去の実績よりも原価算定期間において増加しているのは、女川２号の再稼働を申請原価に織り込んでいることが大きな要因の一つとなっております。他方で、女川２号の再稼働を織り込むことによりまして、分類③では加味されていない燃料費が減少、トータルとしては原価の減少に寄与しているものとなっております。

原子力の再稼働には徹底した安全・安心の確保が大前提となっており、一定の設備投資や稼働前の修繕・点検が必須となりますので、この分の効率化係数の算定におきましては、個別事情といたしまして除外して評価していただきたいと考えております。

弊社からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長　それでは、東京電力エナジーパートナー、どうぞ御発言ください。

○田中オブザーバー　東京電力エナジーパートナーの田中でございます。本日は資料御用意できておりませんが、１点お願いでございます。

効率化係数の適用に際しましては、契約ごとに係数比較をされる場合でありまして、係数を超えて効率化ができているというふうに考えているものもございまして、この部分につきましては、切り捨てられることなくしっかりと御評価をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、大体これで事業者の方からの御発言があったということで、そういう理解で良いと思いますけど、これについて皆さんの御意見です。内容については、効率化については資料５にありますので、それを御確認いただいて。いかがでしょうか、どなたかいらっしゃいますか。基本的に、それぞれの事業者さんの特殊事情の部分と、そもそもこのやり方についてという、そういう２つの分類でいろいろ御意見が出たとなりますけど、特殊事情についてはいろいろと議論あると思うのですが、そのやり方について、例えば修繕費の話なんかありましたけど、そういうことについて皆さんの御意見等あればいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

安念委員、どうぞ御発言ください。

○安念委員　ありがとうございます。誰かがしゃべり始めないとなかなか皆さん御発言いただけないと思いますので、とにかくそういう意味で申し上げます。

私、事務局の案、先週提示されたものは、本当によく考え抜かれたものだったと思いま

す。ロジックはよく分かるし、それからまた激変緩和措置も講じられていて、もみにもんでようやくここに到達したという、そういう成果だと思います。一種の傑作だなと思います。

特に能率的な経営かどうかというのは、これは消費者庁さんから御質問をいただいているわけだけでも、能率的な経営かどうかを直接に示す材料というのがないので、それならば経営効率化を厳しく求めて、能率的な経営であるということを間接的にもせよ証明するのだというのも、それもよく分かります。

ただ、今回特に、今日資料をいただいたばかりなのでよくよく吟味しなければならないと思うんですけれども、とりわけ北陸さん、中国さんという、10年前の各社が一斉に値上げしたときも何とか踏みとどまって我慢をされたところからも、再考していただけないかという御示唆があったということについては、とりわけ重く受け止めなければならないと私は思いました。

各社さんの御意見を伺って、我ながら、私だけのことですよ、考えが浅かったなとつくづく思います。メルクマール査定と効率化係数の考えを整理するとか、修繕費回りをどう考えるとか、原子力関係の支出についてその固定費回りをどうするかとかいうのは、問題点としてあるということ自体は気づいていたつもりですけれども、十分に考えが及ばなくて、甚だお恥ずかしい話ですが、考えが浅かったなと思います。

それから北電さんの特殊事情というのをどこまで考慮するのかということは、それを言っていけば各社さんみんな同じことがあるわけですから、そこは問題ですけれども、確かにkWhだけでなくkWでも対比してくれないかというのは、考え方としては、なるほどあるなと思いました。

これは、いつものことなんですけど単に私の考えが浅かっただけだと、おまえの勉強不足でそう思っているだけだというのは、それは十分可能性があるというか、そうなんじゃないかなという気はいたしますので、今日御指摘いただいた点の全てについて今日議論することはできないとは思いますが、委員の諸先生方としては、これらの点についてはもう既に消化済みというか、そういうものとしてお考えであるのかどうかについて、どの点についてでも結構ですので、御教示をいただければと存じます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。議事の進行に御協力いただきましてありがとうございます。

ということで、皆さんの御態度、その辺についてお願いできればというふうに思いますが、いかがでしょうか。

北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員　北本です。各事業者の説明、ありがとうございました。経営効率化の観点、消費者庁、また河野委員の意見のとおり、能率的な経営の下、必要であるというのは理解した上で。今回、発電部門と販売部門に分けて査定しています。発電部門については、安全面と安定供給面は非常に重視する指標だと思いますので、その点は加味した経営効率化をもう一度考えてはどうかと今伺って感じているところです。

北海道電力の説明にある各地に小さめの発電所を幾つかあり既存発電設備を最大限効率的に維持することが全体最適であれば、維持するための能率的な経営をお願いしたい。その際に、kWhのみですと発電所の数が多い場合に固定費をカバーできないところがあり既存発電所を維持するため必要な固定費を加味する指標としてはkWベースを入れるのも一案だとは思いました。

一方で、他の社の説明にあるように、個別に各社の修繕費をどう効率化したかの確認が重要。効率化した上で申請したということなので、その効率化案を具体的に、例えば人件費単価、対象工事の内容、また修繕費は修繕のサイクル等を比較するなどして経営効率化の検証をし実行を求めていくのも一つと考えております。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

他にいらっしゃいますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員　松村です。まず、四国電力さんから御指摘のあった、この効率化というのが二重の査定になってしまっていないかという点は十分考えなければいけない、もっともな指摘をいただいたと思います。

一般論として、今回のに限らず、託送料金ของときにも繰り返し繰り返し同じことを指摘し、それで、今までもちゃんと考慮されているし、今回の案でもそうなっていると思うのですが、仮に効率化がX%ということに決まったということがあったとして、既に織り込みのところで1%、2%という効率化が織り込まれているのだとすると、その分というのは控除して原価を下げるというか、実際に既に効率化が織り込まれている部分というのが1%分あれば、その1%分は減らすというのは、今までもしてきたし今後も当然にそうし

なければいけないのだろうというふうに思います。発射台をもし過去にするということだとすれば。

それから、もともと求める効率化というのは申請のベースというのになっているのだとすると、そもそも申請のベース、過去は高くても申請のベースで効率化されているということがあったとすれば、ヤードスティックでは高く評価される。つまり、もともと要求される効率化が低いという格好で整理されていないとつじつまが合わないと思います。

そのどちらかというのはちゃんと取られていて、御指摘になったような二重というのは入っていないというようなことは確認しなければいけない。あるいは、メルクマールというので修繕費がもともと査定されていたということがあったとすると、削られた原価というのをベースでもともとヤードスティックの査定をするのか、あるいはその分というのは効率化として織り込んじゃうということをするのか、どちらかをしなければいけないというのは全くもったもだと思います。その点については精査し、二重になっていないということ、つまり具体的に効率化というのを意図的に織り込んだ会社というのが損をするという構造になっていないということは確認する必要があるかと思います。

次に、原子力に関して多くのコメントが出てきました。原子力の再稼働というのを織り込んだ結果として、原価は実際に下がっている。再稼働を織り込んだということによって、実際に料金は下げられている。もしこの再稼働というのを意図的に原価算定期間よりも遅らせるということをしたとすれば、もっとはるかに原価は上がったはずなのに、あえてそうしていないというようなことがあり、原価は下がっているのにもかかわらず、しかしそれに伴ってある種の固定費というのが上がってくるとそっちは査定されるというのは、ある意味でとても良くないやり方なのではないかというのは、一定の合理性はあるような気がします。もったもな面というのはあると思います。

ただ、再稼働を織り込んでいて、だから原価は下がっているのだということを強調すれば強調するほど、今日この後議論になる北海道電力の議論というのが重要になってくるのだと思います。A、B、C、Dという格好で整理され、それで、北海道電力の場合には再稼働しないということで、その結果として、したケースと織り込み方を変えるべきだとかという議論をするのだとすると、もし仮にA、B、C、D全部原価に認めるということがあったとすると、それは再稼働の時期によらず、どの道、固定費回りのことも含めて、いろいろな経費回りのことも含めて全部かさ上げされるでしょう、だったら再稼働されると原価が下がるというような議論と関係ない、だって、遅らせたってどうせ同じだけコスト

はかかるのだから、というようなことで、その議論の消費者への納得感というのは急激に低下すると思います。

逆に、北海道電力のところの織り込みが相当小さい、限定されるということがあったとすると、そのコストというのは、今申請している会社も再稼働を遅らせていれば、そもそもそういう回りのコストというのは下がり、今回のパフォーマンスというのはよく見えたかもしれないという議論は出てき得ると思います。

北海道電力の査定のときにはすごく甘い査定をして、例えばCに当たる部分の大宗のコストというのはその後見直して入れてしまうということをした挙げ句に、今回の要望というのを聞いて、その分というのは調整するなどということをしたら、消費者の不信というのはすごく招くことになるとと思います。そちらをそう整理したのであれば、こちらの方というのはあまり安直に対応してはいけないのではないか。それぞれの会社が違うというのに同じような考え方を入れちゃうというのは本当に良いかどうかというのは別であるかと思いますが、しかし、それぞれ原価を上げる方向で都合よく使い分けるということをするのは消費者の不信感というのを増すことになると思いますので、この後議論されるところでCの大部分を認めてしまうなどというようなことをするのであれば、受け入れるのはすごく難しいのではないかというふうに思いました。

次に、北海道はkWhで見て、他の会社もkWhで見るというのは、全く合理性がないとは言わないので、検討の余地はあるとは思いますが、しかし一般論として、特殊事情というのを考え過ぎて、それで、この会社はこの基準でやると有利だというのは、原価をかさ上げできるからこの基準、別の会社はそっちにするとむしろ原価が減ってしまうから別の基準というので、本当にそんなスタイルで個別事情というのを考えてもいいのかということについても少し考えなければいけないと思います。本来は、これはかなりの程度統一的な基準というので見るべきなのではないかというふうに思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

他にいらっしゃいますか。

華表委員、どうぞ。

○華表委員 華表です。ありがとうございます。私も、必ずしも意見がまとまっているわけではないですが、今思っていることを述べさせていただきます。

今回事務局が提示してくださったこの案については、安念先生がおっしゃってくださっ

たように、考え方としてはバランスよく考えられているのではないかなというふうに思います。加えて、この手の話を議論する際には、個別事情はもちろんあるので、それは理解しつつも、逆に個別事情を入れ過ぎると横比較はし切れなくなってくるので、一定の割り切りは必要になるというのが前提にはあるというふうに思います。

ただ一方で、北本先生の御発言にもあったように、特に発電の方については安定供給に関わるということもありますので、細心の注意を払ってやっていく必要があるのかなというところが前提としてあります。

ですので、各社の御意見も踏まえてどう考えていくかということになると思うのですが、けれども、幾つか観点があったかなというふうに思っています、1つは、北海道電力さんの方からもあったような、kWhだけだとちょっと比較としては偏っているのではないかなというところ。すなわち、基準として何を見るかというところなのですがけれども、こちらは、従来から私も発言させていただいているように、留意する必要があるかなというふうに思います。

ただ、今、松村先生の御指摘にあったように、この会社はこの基準で、この会社はこの基準というのは、そういった形の選択的な基準比較というのは、説明性としてはかなり難しいものがあるのかなというふうに思いますので、例えば、kWhで50%、kWで50%みたいな形で、いずれにしても全社一律のやり方で検討するという方が後々の説明性には良いのではないかなというふうに思うところです。

あと、今事務局の案を見てみると、過去の数字を使って、そのベンチマークをしつつ、かつ自分のところについても、まず過去には戻してくださいというところになっていますけれども、過去5年とこれから見ていく3年というのは、エスカレ的な意味もあるかもしれないですし、いろいろな事情があって今回この料金申請に至っているというところもあるので、今、結果的に、審査をするに当たっての基準となるものが全て過去になっていると思うんですが、ここには一定程度申請値の部分というのも入ってきた方が自然なかなというふうには考えています。それによって、各事業者さんがおっしゃるいろいろな環境変化というところも幾らか取り入れられる面はあるのかなというふうに思っているところです。

私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございます。

松村委員、もう一度御発言、関連してですか。どうぞ発言ください。

○松村委員　他の人が先でなくて良いでしょうか。ごめんなさい、短く言います。複数の委員と事業者から安定供給ということについて出てきて、まるで今回の事務局提案のような査定をすると安定供給に深刻な影響を与えるような誤認を与えているのではないかと、ということを心配するので、念のために発言します。

まず、今回の査定が、kWを維持するということでコストが上がるということになると、すぐにkW畳んでしまっただけで供給力を減らすということを考えてそう言っているのかということとは明らかにしていただきたい。私はそうではないと思うのですが、もしそうだとすれば、確かに直結するのかもしれない。でも、私は全く荒唐無稽だと思います。

次に、将来的にkWのコストを上げるということになると、投資のインセンティブが減って、投資のインセンティブが減った結果として安定供給に支障を来すというのは、本当に論理的かどうかというのはきちんと考えていただきたい。それは、24年度以降は容量市場というのがきちんと整備されているということになり、長期的にkWを維持するコストというのが上がれば、容量市場の価格が、結果的に均衡価格が上がって、今回の査定の結果として、将来的に全体的にコストが上がってしまう、消費者のコストが上がってしまうから慎重に議論すべきであるというのは一定の理屈はあると思いますが、容量市場が設けられているのにもかかわらず安定供給に支障を来すってどういうことを言っているのかということとはとても不明瞭だと思いますので、あまり安直に言うべきことではないと思います。もしこれからも繰り返されるのであれば、その理屈というのを明らかにした上で安定供給上の懸念というのを発言していただきたい。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、次は圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員　圓尾です。各社さんの御説明を伺って、個別事情をいろいろおっしゃりたいことがあるのは理解できます。けれども、個別事情をあれもこれもと認めてしまうと、何のための効率化係数なのかが訳分からなくなってしまうと思います。ですから、一定の考え方で、統一された基準で割り切ってやらざるを得ないと思います。

ただその中で、お話伺っていてこれは大事と思ったのは、まずは四国電力さんのおっしゃったことで、二重査定にならないように気をつけて、メルクマールとの順序を考えるのは一つの方法かもしれません。二重の査定にならないように十分考えなきゃいけないのは確かだと思います。

それから、各社がおっしゃっていた③だけで査定をすると、再稼働に向けた固定費だけがかかって、燃料費は安くなるのに、というのも確かにそうで、ですから私が最初に、①、②、③を足したものを試みてはどうかとお話しましたが、それはそういう発想に基づいて申し上げたのです。ですから、もし③で査定するのが大原則でありつつ、燃料費のような①、②も足して大きくポジションが変わる会社があれば、一定の考慮をする必要があるのかもしれないと思いました。

それから、小さな会社だから不利だとか、立地における特殊事情も、100%民間の会社なのだし、別に今の業態でやらなきゃいけないと規定されているわけではない。だから、本当に小さいのが問題だったら合併すればいいじゃないですかと、以前お話ししたことがあると思いますが、それを考えると、立地による特殊事情は考慮する必要はないと思います。ただ、北海道さんからお話のあった、北本に一定の限界があるので、電源脱落リスクについて設備的な対処をしなければいけないという点は、理屈としてはおっしゃるとおりだと思います。

ですから、電源脱落リスクを考えたときに、このぐらいのkWが北本の脆弱性ということを見ると必要だと数値的にきちんと出せるのであれば、一定の配慮をする必要はあるかと思いました。

ただ、いずれにしても、華表委員もおっしゃいましたけれども、幾つかのこの会社に対してだけはこの指標で、というようなことをやると収拾つかなくなるといいますので、事務局の提案が大原則というのは変わらないと思っております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

華表委員、もう一度どうぞ御発言ください。

○華表委員 2度目の発言、失礼します。安定供給について御指摘があったのでお答えしますが、私が安定供給について言及しているときに申し上げていたのは、修繕費ですとか委託費ですとかそういったものが十分につけられないということによって、必要な点検ですとか修繕とかそういうことができなくて電源脱落リスクが高まることによって、それが安定供給の支障につながる可能性があるというようなことを念頭に申し上げておりました。

以上です。

○山内座長 他にありますか。

それでは、今、委員からいろいろ——北海道電力さん、御発言御希望でしょうか。どうぞ御発言ください。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございます。お願いいたします。先ほど松村委員から御指摘のありました件について、先ほど御説明の中でも申し上げましたが、念のため、もう一度お話しさせていただきます。

私どもの原子力発電所の再稼働の費用の取扱いですが、私どもがお願いしておりますのは、効率化係数算定のうち過去水準との比較においては、この費用増を今回の原価から除外して算定していただきたいということでありまして、効率化係数による査定の対象そのものから外していただきたいという趣旨ではございません。念のためお話しさせていただきました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

他にいらっしゃいますか。

それでは、事務局から、今の御意見についてのコメントをお願いしたいと思います。

○池田取引監視課長 どうもありがとうございます。事業者から御説明いただいた点、それから各委員から御指摘いただいた点につきましては、事務局においてそれぞれ、事業者からの指摘については妥当性を検証した上で、また委員の各御指摘についても整理した上で、今後、効率化係数について検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○山内座長 ありがとうございます。

基本的に委員の方から、例えばさっきのkWhとkWのところがそうですけれども、個別事業者に個別の基準というのはおかしいと。原則としてはやはり同じ基準で効率化を図らなきゃいけないというところでは、恐らく皆さん一致しているということではありますが、そのほかに例えば二重査定の問題とか、幾つか確認しなきゃいけないことはあるということ。それから個別の事情をどこまで取るかというのは、皆さんの御意見だと、これはやり出すと切りがないんじゃないかと、こういうことだったと思いますね。なので、今事務局から御発言いただきましたけれども、その辺の問題ですね。今御意見いただいたところ、対象のところを酌んでいただいて、それで進めるということで。ですから、基本的にはこの査定の方向で行くということをお願いしたいのかなというふうに思います。

また、内容についていろいろ変化があったり、あるいは委員の方からコメントあるいは質疑があれば、事務局の方にフィードバックしていただくと、こんなような形を取りたい

と思いますので、よろしく願いいたします。よろしゅうございますかね。

それでは、議題4「レートメイク・約款等について」であります。これは事務局から御説明をいただきまして、それから事業者さん、北海道、東北、東京、北陸、中国、四国、沖縄電力から御説明いただきます。その後に議論したいと思います。

それでは、資料6、お願いいたします。

○池田取引監視課長 資料6の2ページをお願いいたします。レートメイク及び約款等について御議論いただきたいと思います。また、各事業者の申請内容に直近の燃料価格などを踏まえた補正を行う変動分を反映した規制部門に係る非ネットワーク費用と、レベニューキャップ制度の導入に伴う変動分を反映いたしました規制部門に係るネットワーク費用を加えまして、再算定した規制部門に係る総原価を基に、レートメイクとその他約款等についてまとめてお示しさせていただくということでございます。

5ページをお願いいたします。レートメイクの概要でございますが、規制料金につきましては、料金算定規則に基づき、総固定費、総可変費、総需要家費の合計額と原価算定期間における規制需要の料金収入が一致するように設定することが求められているところでございます。

続きまして、レートメイク・約款に関する主な論点につきましては9ページでございます。レートメイクについては論点が4つ、約款等については論点が2つということでございまして、順次取り上げていきたいと思いますが、まず1番目のレベニューキャップ制度の導入に伴う変動分を反映した規制料金の設定方法につきましては、次の10ページ目でございます。

これは、東電EP、北陸、中国の3事業者は既に審査をしたところでございますが、託送料金の変動につきましては、変動した託送料金を機械的に規制料金に当てはめることを基本とすることが適当とされておりまして、各社の規制料金の内容について確認をしたところ、託送料金の変動分をおおむね機械的に当てはめていることが確認されてございます。

続きまして論点の2つ目、基本料金と電力量料金の設定方法でございますが、20スライド目でございます。基本料金につきましては、5事業者につきましては据え置いて電力量料金を値上げと。他方、東北と中国は、基本料金と電力量料金をともに値上げしているということでございます。これについて、今回の料金改定申請の主たる要因は燃料費の高騰であることから、基本料金は据え置き、電力量料金を値上げするということには合理性があると考えられるところでございまして、一方で安定供給を実現していくためには、これ

まで以上に基本料金での負担割合を増やしていくことが必要であるということからすれば、基本料金を上げることに合理性はないとは言えないのですけれども、今回の料金改定申請の主たる要因が燃料費の高騰であるということを踏まえると、基本料金は据え置くべきと考えられるところでございますが、この点について御意見をいただきたいと思います。

続きまして、23ページ目をお願いします。3段階料金の設定方法でございます。6ページ目を表示していただきたいと思いますのですけれども、この一番下でございます。3段階料金というのが、120kWhまでの使用量につきましてはナショナルミニマムに基づく低廉な料金水準として、おおむね300kWまでの使用量についてはほぼ平均費用に対する料金となっている、こういう差を設けているところでございますが、また23スライド目に戻りまして、4事業者につきましては第1段階の料金の値上げ幅を抑制しまして、第3段階料金の値上げ幅を拡大するというふうに設定しているところで、これに対して3事業者は一律に電力量単価を上乗せしているということで、結果として、第1段階、第2段階、第3段階の格差率が縮小することになるということでございます。

この点については、各事業者とも3段階料金が維持されているところ、今回の料金改定申請の主たる要因は燃料費の高騰であるということからすれば、3段階一律に電力量料金を上乗せすべきと考えられるところでございますが、この点について御意見をいただければと思います。

次に、28スライド目をお願いします。次に、季節別料金の見直しについてでございます。また6スライド目に戻っていただきたいと思いますのですけれども、下から2段目、季節別料金制ということで、夏季料金について高く電力量料金を設定しているということでございますが、北陸電力によれば、季節別料金を導入する背景となった年負荷率が改善したことを理由に、これまでに割高に設定してきた夏季料金をその他季料金と同一の料金単価に見直しをするという申請でございます。

また28スライド目に戻っていただきたいと思いますのですけれども、2つ目のポツですが、季節別料金制度というのは、料金制度面からも価格誘導効果を通じて夏季ピークを抑制するために導入されたということでございまして、北陸電力が季節別料金の見直しを行うことの理由につきましては合理性があるというふうに考えられるところでございまして、申請どおりに認めることとしてはどうかと考えられるところでございます。

続きまして29ページ目、次のページです。需要家に対する電気料金改定の周知活動というところについてが論点の5つ目ということでございますが、各社、自社ホームページに

特設サイトを開設したり専用ダイヤルを設けるなどしたり、電気料金改定の周知を実施しているというところが確認されているところでございます。

続きまして、今度は約款の方でございます。32ページ目をお願いします。各社、料金の引上げ以外に様々な供給条件の変更も併せて申請してきております。このうち一番大きなものとしては、上3つの電気使用量の通知の書面発行の有料化、あとは契約振込票の書面発行の有料化、口座振替割引の廃止というところでございます。ここは13日に東電E Pに係る公聴会が開催されまして、その公聴会の席上でも、口座振替割引の廃止というのは実質的な形を変えた値上げではないかと、そういった御意見とかが出されているところでございます。

まず、電気使用量の通知の書面発行の有料化につきましては、33ページ目を御覧ください。北海道電力と北陸電力が申請をしてきているところでございまして、110円を負担いただくという内容になっております。

その点についてですけれども、34スライド目、例えば北海道電力を見ますと、費用に応じたお客様間の公平性向上に寄与するほか、コスト削減効果を電気料金へ還元するというところでございまして、北陸電力も同様、要はここで得た収入を電気料金に還元することとしているということと、あとインターネットが使えない需要家に対しては、※の2番目に書いているとおり、例えばウェブ環境のないお客様についてもコールセンターへの問合せ等、要は電気料金の請求額等をお知らせする手段を用意しているということでございまして、需要家に還元されると。あともう一つは、インターネットが使えない需要家についても電話等の説明を用意しているということを考えれば、問題はないのではないかというふうに考えられるところでございます。

続きまして、口座振替割引の廃止につきましては38ページ以降でございます。東電E P、北陸と中国はこの内容で申請してきておりまして、これも先ほど同様に、ここで見込まれる増収は、今回の料金見直しに伴う値上げの幅抑制の原資となるとしているところでございます。また、顧客に対しても、各種媒体を通じて当該変更について周知・説明をしているところでございます。

飛ばしてしまいましたが36ページに戻っていただいて、契約振込票の書面発行の有料化ということにつきましては北海道電力と北陸電力が申請しており、220円を負担することというところでございますが、ここも先ほど同様に、コスト削減を電気料金へ還元することと、対象となる顧客に対しても丁寧な周知に努めていくというふうにしている

ところがございます、それぞれ内容について問題はないものというふうに考えてございます。

最後に55ページ目でございますけれども、最後の論点としましては、需要家に対する供給条件のこれら変更内容の周知状況ということでございますけれども、それぞれ各社、このとおり供給条件の変更の周知を実施しているというところを確認してございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、各社からの説明に入りたいと思います。まず、北海道電力は鍋島様、よろしくお願いいたします。

○鍋島オブザーバー 北海道電力の鍋島でございます。それでは、資料6－1に従いまして、規制料金のレートマークについて御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。今回の値上げでは、基本料金は託送料金の値上げ分のみを反映し、電力量料金は託送料金の値上げ分を含めた見直しとしております。

3 段階料金につきましては、値上げの主要因が需給関係費の増加であるため、電力量料金を一律で値上げすることも考えられますけれども、昨今の燃料費高騰等によりまして電気料金負担が急増しているといった状況に鑑みまして、毎日の生活に不可欠な電気の御使用量に相当する第1段階料金の値上げ幅を抑制しております。

また、その他、業務効率化や制度・法令変更への対応といたしまして、供給条件の見直しを行っています。

2 ページを御覧ください。今回の料金値上げにつきまして、お客様には、値上げに至った背景や値上げの内容につきまして、チラシや当社ホームページなどを通じてお知らせするとともに、消費者団体様や自治体様へ個別に訪問の上、丁寧に御説明しております。今後も引き続き、あらゆる機会を通じまして丁寧に御説明してまいります。

最後に、北本委員からの御質問について回答させていただきます。3 ページを御覧ください。まず、損益や自己資本に与える影響についてでございます。今回の規制料金改定による収支改善額を1年当たり365億円、自己資本比率の改善効果を1年当たり1.8%程度と考えております。

続きまして、4 ページを御覧ください。今後の自由料金の設定につきましては、お客様のライフスタイルに合わせた多様な料金メニューに加えまして、省エネなどのニーズに対応するサービスの充実に努め、引き続きお客様へ広くPRを行ってまいります。これに

よりまして、規制部門のお客様にも自由料金へ御加入いただくことを目指してまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

次は、東北電力・宮武様、お願いいたします。

○宮武オブザーバー 東北電力・宮武でございます。それでは、弊社の方からは資料6-2、こちらの方で御説明させていただきます。

右肩1ページ目でございます。規制部門の料金につきましては、省令に基づき、規制部門の原価と料金収入が一致するように設定してございます。基本料金につきましては次ページ目で御説明いたしますが、電力量料金につきましては一律の値上げを基本といたしますが、従量電灯に設定している3段階料金につきましては、その趣旨に鑑みまして、格差を設けて値上げ幅を設定したものでございます。また、供給条件につきましても、一部は扱いを変更いたしますが、今回の見直しはお客様へ実質的な影響はないものと考えております。

次に、2ページ目を御覧ください。基本料金の値上げについてでございます。固定費及び需要家費は使用電力量の多寡にかかわらず発生する費用という性格上、基本料金で御負担いただくことが原則と考えられますが、従来より電力量料金でも御負担いただいております。

一方、法的分離後は託送料金支払い後の電気料金から発電・販売のコストを賄って事業運営を行うため、従前以上に費用の性質に応じた電気料金の設定を意識する必要があると考えてございます。また、自然変動電源の拡大に伴いますバックアップ電源の機能を果たす火力設備を中長期的に一定程度維持していくための固定費相当分につきまして、需要が減少する中で基本料金での御負担割合を増やすことが必要と考えてございます。

続きまして3ページ目でございますが、北本委員から御質問いただきました、規制料金改定による収支・財務への影響等々につきまして御回答申し上げます。3ページ目の左下の図でございますけれども、2022年度は燃料費調整制度の上限超過の影響等によりまして、規制部門の収支は大きな赤字となる見込みです。そのため今回の規制料金の値上げ申請を行ったわけでございますけれども、今回申請いたしました料金原価における事業報酬等に基づき試算いたしますと、規制部門における純損益は年90億程度と見込まれます。また、その利益が3か年積み上がりますと、自己資本比率には+0.5%程度の影響があると試算

されます。

続きまして、4 ページ目を御覧ください。当社は、効率化を進めながらライフスタイル等に合わせた料金プランの提供や、引き続き当社を選択していただけるようなメリットが感じられる取組に努めてきたところでございます。規制料金値上げ後も引き続き小売自由化や当社取組に関心を持っていただけるよう、意欲ある料金プランを提供してまいります。

また、値上げに関わるダイレクトメールにおいて、シミュレーション等を用いたお得な料金プランの提案を御案内しておりますが、今後も機会を捉えて料金プラン取組に係る情報発信に努めてまいります。

最後になりますが、この場をお借りいたしまして1点おわび申し上げます。資料の方は参考資料2の31ページになりますが、去る1月19日、2月6日の本専門会合におきまして、申請原価の算定誤りを御報告させていただいているところでございます。その際に、申請原価に係る全関係書類の算定内容を再確認の上、改めて御報告させていただくこととしておりました。

資料の方にございますように、既に御報告済みの9件を含みまして全13件の算定誤りを確認いたしました。申請原価において誤りが生じたことにつきまして深くおわび申し上げますとともに、今後、補正申請の際にはチェック体制を強化、確認作業を徹底いたしまして、適切に算定作業を進めてまいりたいと考えてございます。

弊社からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて東京電力エナジーパートナー・田中様、お願いいたします。

○田中オブザーバー 東京電力エナジーパートナーでございます。早速ですが、北本委員から頂戴した御質問への回答をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。燃料価格・市場価格の変動などを踏まえますと、先行きの収支見通しをお示しすることが難しいものですから、値上げによる収入への影響について御説明をいたしたいと思います。今回申請させていただきました規制部門の料金原価に対する想定収入の不足額につきましては、3月30日に燃料価格、市場価格を直近実績に置き換えて再提出させていただいたときの原価に基づき試算いたしますと、年間1,771億円程度となります。今回の値上げによる収入への影響といたしましては、自由化部門と合わせて1年間で2,000億円程度と見込んでおりまして、これによって財務基盤の安定化につなげてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2ページを御覧ください。当社は1月23日に規制料金見直しの認可申請をさせていただき、併せて低圧の自由料金プランの見直しにつきましても公表をさせていただいたところでございます。規制料金の改定後の低圧自由料金プランの設定方針でございますが、関東エリアの標準的な御家庭向けのスタンダードプランにつきましては、下の図のとおり、値上げ後の従量電灯Bと同じ単価となるように見直しをさせていただこうというふうに考えております。詳細につきましては、規制料金の審査状況などを踏まえて決定する予定でございますが、規制側の供給条件が自由側の供給条件に合わせられれば、お客様にとっても比較しやすくなるものというふうに考えております。

なお、私どもでは生活かけつけサービスの付帯ですとか、あるいは昼間に太陽光で発電した電気でお湯を湧かすエコキュートをお持ちのお客様に「くらし上手」という料金プランをリリースするなど、料金プランの魅力を高める創意工夫の取組を進めているところでございます。今後もそうした創意工夫を凝らしていきまして、お客様にお選びいただける、そうしたサービスの充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、次は北陸電力の長様、お願いします。

○長オブザーバー 資料6－4で説明します。北陸電力の長です。

では、2ページを御覧ください。3段階料金につきまして、生活に必需的な使用量に相当する第1段階の値上げ幅を小さく設定しております。また、今回の料金改定に関し、消費者団体や自治体等に141回出向いて説明するとともに、お客様説明会を北陸各地で76回開催し、お客様説明会だけで3,257名の方に御参加いただいております。これら御説明の中でも第1段階の値上げ幅、契約条件の変更について資料に記載し、説明しております。

次に、3ページの季節別料金制の見直しについて説明します。近年、多様な電気機器や太陽光発電が普及した結果、真ん中のグラフのとおり、年負荷率が季節別料金制度導入前の水準まで回復しており、夏季需要の先鋭化は弱まっています。夏季ピークの先鋭化、年負荷率の低下が長期的に継続・増大する可能性が指摘されていた制度導入時の状況から大きく変化しています。また、新たな課題として、気象条件、市場価格、需給状況等により夏季以外の時期についても需要抑制が必要となっています。

例えば下の表にあるとおり、市場価格について、その他季の市場価格が夏季の平均市場価格を上回る時間帯も年度によっては相当程度出ており、年間を通じて柔軟に需要抑制を

行うことが必要と考えます。

こうした状況を踏まえまして、夏季とその他季を同一の料金単価とし、固定的な料金単価による需要抑制に代えて、柔軟なデマンドレスポンスや節電・省エネ活動の推進により需要抑制を図りたいと考えています。

デマンドレスポンス等の具体的な取組については、4ページを御覧ください。例えば「みんなde節電チャレンジキャンペーン」については、これまで3回実施しており、弊社独自の取組として実施していましたが、2022年度冬季は国の節電事業に参画し、約21万件と多くのお客様に御参加いただき、そのうち約6割のお客様は、前年に比べ3%以上の節電に御協力いただいております。

5ページも同様の記載でございます。

最後に、北本委員からの御質問について回答します。6ページを御覧ください。規制部門の収支につきましては、2022年度は約200億円程度の赤字となる見通しです。今回、規制料金は210億円の値上げを申請させていただいております。

7ページを御覧ください。お客様の多様なニーズにお応えするため、契約条件や使用実態に応じて規制料金よりも安くなる様々な自由料金メニューを設定し、選択肢の拡充に努めております。

自由料金メニューの積極的なPRに加え、ホームページ上で料金メニューを比較・試算いただけるなど、使用実態に合った最適な自由料金メニューを御選択いただけるよう努めてまいります。

説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、中国電力の棚田様をお願いしたいと思います。

○棚田オブザーバー それでは、資料6-5に基づきまして、料金設定の考え方及び北本委員からいただきました御質問に対してお答えをしたいと思います。

まず1ページ、3段階料金制度を適用している従量電灯Aのレートマークでございます。当社は、これまでの査定方針や料金制度の考え方に基づいて、1段階料金は生活に必需的な電気の使用への影響を軽減する観点から値上げ幅を抑制し、3段階料金は省エネルギー推進の観点から2段階料金との格差を拡大しております。事務局資料6では、燃料費の高騰という値上げの主たる要因に着目し、3段階料金を一律値上げする方向性が示されました。この場合、当社の料金では、例えば1段階料金が資料に記載の値上げ幅よりも上昇し、

特に使用量が少ないお客様の料金負担が増加することとなります。

当社としましては、段階別料金の値上げ幅に格差を設けることは、節電・省エネ推進の観点からも意義があると考えております。

続いて2ページ、基本料金の設定の考え方を御覧ください。固定費は使用電力量の多寡にかかわらず発生するという性質上、基本料金での御負担が原則だと考えますが、現行の基本料金では、固定費の約6割程度しか御負担いただいていないのが実態でございます。今後は、安定供給やカーボンニュートラル推進のための電源投資などに伴い、固定費は7%程度の増加が見込まれる一方、使用電力量は減少が想定されるため、今回改定では、安定的な固定費確保の観点から基本料金の値上げをお願いしております。なお、このたびの申請により自己資本比率は年間1%程度改善すると試算をしております。

3ページを御覧ください。当社は、お客様に低圧自由料金を選んでいただけるよう、魅力ある料金・サービスの提供に努めており、小売全面自由化以降に設定したメニューには、約150万口の御加入をいただいております。今後も自由料金を魅力あるメニューとすべく、新たなサービスを提供してまいります。

当社の説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて四国電力・宮本様、お願いいたします。

○宮本オブザーバー 四国電力・宮本でございます。それでは、資料6-6に基づき御説明いたします。

当社の場合は、1ページ目のレートメークの概要は、事務局殿から御説明いただいたとおり、基本料金据え置きで電力量料金単価に加算単価を一律に上乗せすることとしており、レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の変動分は、特定小売料金に機械的に反映することを基本としておりますので、1ページ目の説明は省略させていただきまして、北本委員から御質問いただいた内容を中心に御説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。規制料金値上げによる収支・財務の改善効果につきまして、収支面では、今回の料金改定により、規制部門において、燃料費調整制度の上限到達などに伴う収入不足が解消されることにより、燃料・市場価格再算定後かつ査定前の試算ベースで+168億円／年の改善効果が見込まれます。

また、財務面では、至近での燃料価格高騰影響などにより、当社の自己資本比率は大幅に悪化しておりますが、前述の収支改善影響に伴いまして、自己資本比率についても、連

結・単独共に年間＋１％程度の改善を見込んでおります。

続いて、３ページ目を御覧ください。規制料金値上げ後の低圧自由料金の料金水準については、規制料金の審査結果や競争環境などを踏まえ、これまでと同様に、お客様にメリットのある料金プランの設定に取り組んでいくとともに、新しい料金に関するお客様からのお問い合わせや契約切り替えのお申込みに対し、迅速・丁寧に対応してまいります。

お客様が自由料金に契約変更しやすくするための具体的な取組といたしましては、当社ホームページ上で、お客様の電気の御使用量や電気機器の御使用状況に合わせた複数の料金プランを御案内していくほか、契約切替えによる影響額について、電話でお申し出いただいたお客様に試算表を送付するとともに、当社ホームページ上でお客様が自ら試算いただけるシミュレーションシミュレーションツールを掲載いたします。また、お客様が契約切替手続をスムーズに行えるよう、ホームページや電話での受付体制を整備しております。

四国電力からの御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、沖縄電力は佐久本様、お願いいたします。

○上間オブザーバー 沖縄電力・上間です。先に２ページ、私の方から説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○山内座長 お願いいたします。

○上間オブザーバー まず、北本委員からの御質問に関してですが、資料６－７、２ページでございます。経営効率化を最大限織り込んだ原価につきまして、認可申請時点で2,170億円であり、現行料金が継続した場合の収入1,548億円との差額、すなわち収入不足額が622億円でございます。燃料価格高騰による燃料費の増加分等を料金に反映することにより、収支不均衡は解消されることになると考えております。

また、2022年度末の自己資本比率につきましては、21年度の34.1％から20％程度まで悪化すると想定しております。22年度の経常損失が過去10年間の利益の合計に相当するため、料金改定後５年程度経過後も、その比率は燃料価格高騰前の水準まで回復させることは困難と考えております。

こちらは申請原価ですけれども、直近の燃料価格等を踏まえた再算定原価についても、今後の損益、財政状態の見通しは認可申請時の原価と同様となります。

続きましては、弊社・佐久本から説明させていただきます。

○佐久本オブザーバー それでは、自由料金に関する御質問について説明いたします。

スライド3をお願いいたします。これまで自由料金におきましては、電気を効率的に御使用いただくことなどにより、規制料金により安価な水準となるような料金を設定することでお客様の選択肢拡大に取り組んできたところでございます。規制料金値上げ後の自由料金の設定につきましても、従前と同様に、規制料金よりも安価な水準を維持する方針でございます。

次に2点目、消費者が自由料金に変更しやすくするための対策についてでございますが、これまでも多くのお客様に自由料金をお選びいただけるよう、様々な取組を行っております。まず、料金メニューにおける対応としましては、従量電灯の多くのお客様においては、料金が現行以下の水準となるメニューなど多様な料金メニューを実施しております。

次にサービス面の対応として、自由料金のお客様において、毎月の電気料金の支払い額等に応じてポイントがたまる自社ポイントサービスの導入等、様々な取組を行っております。今後も引き続き、自由料金の認知度向上及び規制料金のお客様の自由料金への移行促進に努めてまいり所存でございます。

スライド1の方に戻っていただいてよろしいでしょうか。資料の1ページの方にレートメークの概要が記載されておりますので、こちらについても触れさせていただきます。2つ目のポツを御覧ください。今回の値上げに当たりましては、燃料費の上昇が主たる要因となっておりますことから、燃料費調整制度と同様、従量電灯の料金は現行の電力量料金単価に、以下の値上げ単価を一律に上乘せという形にしております。

沖縄電力からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

説明は以上ということでありまして、今回は、大きくくくれば料金構成ですね。先ほどは料金水準の話、今度は料金構成の話であります。それでは、事務局の内容、各社の説明について皆さんの御意見を伺いたいというふうに思います。なかなか論点が多岐にわたっていますけど、比較的明確に事務局から提示していただいています。

北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員 よろしいですか。

○山内座長 結構です。

○北本委員 私の質問について各社回答ありがとうございました。基本的に今回の値上げについては、今の悪化の状況を元に戻す、とんとんにするという設定で作られているというところを理解しました。

一方で、自己資本比率の下落率、毀損率からの回復は各社状況が違うという事実も理解し事務局と相談して、もう少し数字の確認をしたいと思っています。

また、規制料金と自由料金の設定方針は幾つか違う点があるということは理解いたしました。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。

他にいらっしゃいますか。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員 御説明ありがとうございました。私からは、3点意見を申し上げたいと思います。

1点目は、20ページで御説明いただきました論点2の料金設定に関しまして、算定規則では基本料金で回収する固定費の割合のルールは明確ではないということなので、個社それぞれの御事情で決めていらっしゃるというのは理解しました。

その上でお願いなのですが、消費者としましては、唯一できる自営手段として節電と省エネを頑張るというところがございまして、できれば基本料金は据え置く形で、電力量に料金の増加分を乗せていただいて、消費者側の本当に小さな努力が報われるような形にしていだければというお願いでございまして。

各社様のホームページを拝見しましても、節電・省エネの方法を御教示するような形で情報提供もされていますので、そういった方針に対するインセンティブとしても分かりやすいのではないかなというふうに思いました。

2点目が、23ページにお示しいただいた論点3です。ここでも3段階料金に対してどういうふうな形で料金を配賦していくのかというのは、各事業者様の考え方が反映されているというふうに思いましたが、そもそも3段階料金が目指している、規制料金の中の3段階料金の目的を考え合わせますと、更に3段階のところに差をつけるというよりは、燃料費の高騰が今回の料金値上げの主因ですから、一律に上乗せ分を乗せるということの方が逆に分かりやすいのではないかなというふうに受け止めました。

3点目は、論点6にお示しいただきました32ページからです。料金以外の供給条件の変更の周知に関してです。それぞれ様々な項目に各社様が対応されていると。例えばペーパーレスですとか、これまで、それぞれ事業としての囲い込みに効果があるような契約の諸条件を改めて見直したということだというふうに思っておりまして、全体に関して特に何か御指摘したいことがあるというわけではないですけれども、事業者の皆様は料金低減へ

の効果、手続の煩雑さをなくすということもあると思いますけれども、全体とすると、供給条件を今回見直したことで料金の低減への効果があるというふうにお話しいただいているところなのですが、受け取る側にとってみますと、これまでサービスとして受け止めていたものがなくなってしまうということで、サービス低下というふうにトレードオフの形で受け止められてしまう可能性もありますので、是非この辺りはしっかりと広報をしていただければというふうに思います。

供給条件の変更に関して言うと、できれば各自治体の例えば市町村単位で配布されている広報紙のようなものに簡単な広告の掲載等をしていただけますと、より気がついていただけるといいでしょうか、対象のお客様にも気がついていただいて、問合せ等、今後の手続の円滑化に進むと思われしますので、その辺りもお願いしたいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、圓尾委員どうぞ。

○圓尾委員 私からは1点だけです。基本料金のところで20ページの事務局の御説明もごもっともですし、河野さんもこの方向でという趣旨の御発言をされて、そのとおりだと思いますが、中国電力さんの基本料金の上げについては、認めてあげてもいいのではないかと私は思ったので発言させていただきます。

1つは、長らく値上げせずに頑張ってきたということで、今回の値上げ申請は燃料費の高騰が主たる要因ではありますけれども、そこまでに積み積もったひずみもあるということ。それから22ページの表の一番下の数値を見ると、今回、中国さんの基本料金の上げを織り込んだとしても、沖縄さんに次いで、まだ割合としては低いパーセンテージにとどまっていると思います。

ですから、中国電力の管内のお客さんも、他社が値上げする中、中国電力さんが値上げせずに頑張ってきたというところからしても、御納得はいただけるのではないのかなと思いますし、ここは一定の合理性があるかなと思いました。それだけです。

○山内座長 ありがとうございます。

他に御発言いらっしゃいますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 松村です。事務局の提案、論点4を除いて支持します。このとおりに進めていただければと思いました。

論点4に関しては、私は異議があります。季節別料金を見直すということ自体は合理的だと思うのですが、例えば、もともとこの制度を考えたというか、今の料金の仕組みを考えたときに比べて、夏の需給もそうだけれども冬の需給も同じように、あるいはより厳しくなっているということを考えれば、夏を冬に比べて高くするという必要性はなくなっている、これを抜本的に切り替えて、夏と冬とそれ以外の季節というのを分けたいとあって、そういう提案であればとても前向きなというか、まさにより現代的な問題に対応するために積極的にDRの発想というのを取り入れます、あるいは料金の体系をより進化させますという提案に見えるんですが、夏廃止して全部同じにしますというのが前進なのというか、進歩なのという。これをこのタイミングでやるのかというのについては、相当に疑問に思います。

少なくとも79年に議論されていたときには、太陽光発電がこれだけ普及して、春・秋の出力抑制が起きるなどというようなことは想定されていなかったと思うのですが、今は、それというのはいかなり目前に迫ってきているということを考えれば、むしろ春・秋とそれ以外の季節というのにめり張りをつける必要性というのはい、むしろ以前よりも上がっているのではないかという気がします。

そういうときに、わざわざフラットに変えますというのをなぜ積極的にこのタイミングでしなければならないのかというのについてすごく疑問に感じるのと、もう季節ごとの需要のめり張りというのはい考える必要がないですというメッセージを監視等委員会も北陸電力も共同して出すというのに見えてしまう見直しというのを、なぜこのタイミングでしなければいけないのかというのがよく分かりません。

さらに、これを入れた直後に、あるいはこの原価算定期間に実際に春とか秋とかに出力抑制というのが起こって、春とか秋とかの相対的な値段というのを上げておきながら、そこで出力抑制というのが起きるなんていうことになれば、当然すごい批判というのが出てくると思いますし、それは北陸電力だけでなく監視等委員会も負わないといけないということになるのではないかと思います。

私自身は、素直にこれを賛成しますとはとても言いがたいのですが、一方でフラットな料金体系にした方が、規制料金の需要家に対するデマンドレスポンスというのが、すごく合理的なものというのが現時点で用意されていて、それに北陸電力はコミットしますと。そのコミットメントというのを見てやれば、確かにフラットな料金にした方がとてもやりやすくなりますねということをお納得した上でやるというのならともかくとして、規制料金

の需要家が対象になるような、今言ったような懸念というのを完全に払拭するような強力なデマンドレスポンス、需給が逼迫しているときの対策もそうだし、緩んでいるときの対策というのもそうだし、相当に強いインセンティブというのを与えるデマンドレスポンスを用意していますということのコミットメントの説明があれば、意見を変えるということはあると思いますが、私は、これは合理的な提案だとは思えません。支持することは困難です。

次に、事務局の提案を支持するということを申し上げて、実際に合理的な提案がなされていると思いますが、私自身は、河野委員には怒られるかもしれませんが、最終的な仕上りの小売料金の基本料金は低過ぎるのではないかとことをいつも思っています。典型的に言うと、託送料金の部分というのはネットワーク部門の固定費の固まりというような側面があるので、基本料金は、本当はもっと高い方がいいのではないかと。逆に従量料金を下げると、本当に需給の厳しいときでないとき、典型的には出力抑制が起こっているような需給が緩んでいるような状況下で、小売が思い切って低い価格をつけるというのに大きな妨げになるという点も含めて、私は託送料金の基本料金部分が低過ぎるのではないかと。そうすると、その部分というのをそのまま加えて、更に小売の部分のコストを加えて作る小売料金というのも、そこを反映して基本料金が低過ぎるのではないかと問題意識を持っています。

一方で、今回の値上げに関して基本料金を上げるというのは、少し筋が悪いのではないかとこのように思います。東北電力さんの説明では、例えば市場から調達してこなければいけないという局面で、その価格が高いということがコストを押し上げているという説明があったのではないかとこのように思うのですけれども、もしそれが事実だとすれば、需要がすごく大きくなるという局面でも、むしろコストが増えるという局面がある。特に発電の場合には限界費用が上がっていくということを考えれば、そういう面というのもあり、一方で固定費が大きいという面もあり、需要がすごく少ない冷夏暖冬というときと猛暑厳寒というときの収益の差が大きいというような側面というの、ネットワーク部門に比べても小さいのではないかと。

今回の託送料金に関しては、コストの変動分全て基本料金に反映するという会社が多かったのだけれども、それをやらなかった会社すらあったという事実を踏まえると、さすがに今回基本料金を上げるというのは、筋が悪いというか、消費者の納得を得るのは困難なのではないかと思いました。したがって、事務局の整理というのが合理的だと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

他にいらっしゃいますか。特にあれですか、あるいは、さっきちょっと事業者に対する質問といますかコメントというのがあったので、それに対する御回答とかあれば事業者の方からお願いしたいと思いますけど、特によろしいですか。特になしということでしょうかね。

それでは、料金構成、幾つか対立する意見も出ましたので、それも含めて事務局から御回答、コメントいただきたいと思います。

○池田取引監視課長 まず、圓尾委員から御指摘のありました、中国電力の基本料金が沖縄の次に低い割合にとどまっていた、認めてあげてもいいのではないかという御指摘でございますけれども、中国電力が今基本料金を値上げしようとしているのは従量電灯Bの方であって、一方、22ページの各社並んでいる横比較は、※の3にありますように従量電灯Aを指していると思います。従量電灯Bの方はどうなのかというところは、中国電力さんに御説明いただければと思うのですけれども。

○山内座長 御質問ですね。中国電力、いかがですか。

○棚田オブザーバー 中国電力・棚田です。従量電灯Aは今回上げておりません。

○山内座長 いいですか。

○池田取引監視課長 では、下の4.4%というのは従量電灯Aの方なので、従量電灯Bの方はこれと違う割合になるということでしょうか。

○山内座長 そういう理解でよろしいですか。

○棚田オブザーバー そのとおりです。

○山内座長 ということであります。

○池田取引監視課長 あと基本料金と自由料金の関係につきましては、それぞれのいろいろ意見をいただきましたが、事務局としましては、おおむね今回は燃料費の高騰を背景とする値上げ申請であるということに鑑みますと、この案でお示ししていただいたとおり適当ではないかというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

ということで、御意見ありましたけど、事務局の考え方、そうだということですかね。これはもう少し議論しなきゃいけないかな。そうですね。委員の方の御理解も少し違った

ところがありますので、もう少し議論するということではありますが、基本的には事務局の提案でよろしいかと思えますけど、詳細についても一回議論するということにしたいと思えます。

○池田取引監視課長 分かりました。

○山内座長 ありがとうございます。よろしいですかね。

それでは、その他の論点ということでもあります。これは事務局からの御説明になります。よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 そうしましたら、資料7を御覧ください。その他の論点ということございまして、これまで積み残しになっていた部分を取り上げさせていただきたいと思えます。

まず、順次説明していきますと、3スライド目でございますが、これは松村委員からの御指摘を踏まえまして、燃料費調整制度における上限がなかった場合の料金水準はどうかというところにつきまして、改めて同様に計算したものでございまして、4ページの表の一番右側、これが各事業者の補正された後の料金につきまして、現行料金で燃調上限がなかった場合と比べての増減を示させていただいたものになります。

続きまして、7スライド目でございます。これは第33回会合におきまして梶川委員から御指摘がございましたところでございまして、低圧事業の規制部門の割合が変化した場合、コストドライバーと低圧規制に配賦される固定費がどのように変化するか確認すべきというところございまして、それを確認したものになります。

その結果でございますけれども、低圧規制部門の割合が変化したとしても低圧規制部門の原価に占める固定費の割合はほぼ変化せず、料金単価もおおむね変化しないという結果になったところでございます。

その具体的な計算結果が9ページ以降でございまして、それぞれ各電力会社について、規制部門の割合が+5%、-5%、それぞれ増えた場合、減った場合を計算しましたけれども、結果として、一番右側から2つ目のところでございますけれども、固定費の対再算定後原価増減率というのは並行して+5%、-5%というふうな形になりまして、結果として、規制部門の割合が増減しても、一番右側の列にあるとおり、単価はほとんど変わらないという結果になりました。

続きまして、13ページ目からは購入・販売電力料でございまして、ここは東室長にお願いしたいと思います。

○東取引制度企画室長 14ページ目でございますが、以前に河野委員からいただいた御指摘で、各社で購入・販売電力料の算定方法が異なる点についてきちんと御説明していただきたいということで、典型的には下から3つ目に書いていますような市場価格の考え方から始まり、いろいろなところがありまして、事務局でかなりまとめて御説明してしまったところもありましたが、これまで縷々御議論いただいてきた、あるいは御説明いただいてきた経緯をまとめているものでございます。

14ページ目でございますが、2番目の点として、前回御議論いただいた中で、相対取引の中で原子力分について個々に原価が増えているというところについて御確認いただきまして、特に北陸電力における敦賀2号からの購入電力料につきまして、運転期間延長に係る費用というのがどうかと。これは法令に基づいて必要となる費用だということを御説明いただいた上で、委員からも基本的に認めるべきだという御指摘がございましたので、こうしたことを踏まえて、認めてはどうかということでございます。一方で、当然効率化、個々の費目についての効率化は求めていく必要があるのではないかということでございます。

17ページ目をお願いします。これも同じく原子力の購入費用などに係る話ですが、購入電力料の中においても、例えば原子力発電というのは、前回の御議論中で、まさに共同プラントなのだから費用が認められるべきだということだとすると、その中に例えば寄附金ですとか団体費ですとか、そういった合理性のないものが入っていないということは確認する必要があるかと思ひまして、その点について確認したものでございます。

具体的には、寄附金については購入電力料の中で、特に原子力ですとかといったところで寄附金というのを織り込んでいる会社はいないということでございました。普及開発関係経費については、東電と東北でそれぞれ、これは立地に係る理解のための費用というのを織り込んでいるということでございました。団体費につきましては、北海道と東電E Pでそれぞれ織り込んでいるということでございまして、18ページ目以降に詳細は掲載しております。

基本的な考え方としては、その他経費と同じ考え方に従って審査していくということではないかというふうに考えてございます。

22ページ目をお願いします。これも以前に松村委員から、調整力に関する起動費は燃料費に本当に織り込まれてないのか確認するべきだという御指摘をいただきまして、その点につきまして事業者を確認したものを御報告するものでございます。

24ページをお願いします。燃料費の考え方なのですが、各社下の図のような、需給バランスをつくるときに自社の火力、小売と他社卸向けに必要な自社火力の発電電力量から発電効率で割り戻す形で燃料消費量というのを算出しています、そこには調整力として必要となる発電電力量は織り込まれていない。考え方として、あくまで卸売と小売向けの必要な電力量のうち、自社火力分を発電電力量で割り戻すという考え方なので、そこには含まれていないと考えられるのではないかとということでございます。

25ページをお願いします。25ページにつきましては、これは事業者からの御指摘、北海道電力さんからの御指摘ですが、調整力の Δ kWh収入につきまして、一次から三次①は託送、三次②については実績値を使うということで、若干採録期間がずれているので重複計上になるのではないかと、その点きちんとそうならないように配慮していただきたいという御意見がございました。

この点については、託送料金は21年度のデータ、三次②の直近のデータは22年実績ということで、確かに若干ずれはありますが、そこは大きな考え方としてそれぞれ託送料金で費用回収がされている、あるいはFIT課金の方で費用回収されているという中で、需要家に重複して費用負担を求めないという観点から、こういった考え方を入れておくことが合理的ではないかということを書かせていただいております。

27ページ目をお願いします。調整力kWh収入の方につきまして、具体の計算方法というのをまだ御議論いただいてなかったのですが、基本的には、予約電源について Δ kWhの方から固定費を回収するということになっているのですけれども、予約電源以外のところにつきましては、こちらについても22年実績を基に算定するというものでいいのではないかとということを書かせていただいております。

最後に28ページ目ですが、他社火力のメリットオーダーの確認ということで、前回、自社火力と他社購入を並べたメリットオーダー、各社御確認いただいたところですが、東京電力エナジーパートナーについては、JERAからの調達について、メリットオーダーに基づいて電源運用をしているのだという御説明にとどまっております、その点、JERA以外の調達も含めて改めてメリットオーダーを確認したということでございまして、その確認結果を以下にお示ししております。燃料調達の制約等々から、必ずしも見目の上できれいに並んでいないところもありますが、それぞれ乖離している原因というのは、ここに書いているとおり、燃料調達契約の関係や副生ガス消費、それぞれに理由があるということを確認してございます。

○池田取引監視課長　　続きまして、人員計画・人件費でございます。まず、出向者の給与負担につきまして、前回では、北海道電力が料金原価に算入した北海道パワーエンジニアリングへの出向者の給与負担というのが論点となりまして、北海道電力からは、これらの業務というのは、グループ一体となって工期日程の短縮等に取り組むことによって安定供給を図っているということで、また、この38人については競争を阻害する事案には当たらないと思うので、原価算入を認めてもらいたいという発言があり、また北本委員からは、電気事業の遂行に必要かつ有効と認められる出向先である場合は、委託費等の費目でも費用が立っているのではないかという指摘がありまして、これらを踏まえまして事務局で同社に対してヒアリングしたところ、同社の委託費が原価に算入されていまして、電気事業の遂行に必要かつ有効であるというふうに考えられるところでございます。

　　したがいまして、同社の出向者につきましては原価算入を認める一方、ただ41人中3人は同社の発電事業に従事していたということで、これら3人分の出向者給与については規制料金の原価に算入しないこととしてはどうかというふうに考えてございます。

　　続きまして修繕費でございます。32スライド目をお願いします。泊発電所に係る修繕費の取扱いということでございます。原子力発電所におけるメルクマール超過分というのは、原価算定期間中に再稼働を見込んでいる場合、例外的に認めると、そういう方向性については示されたところでございまして、その結果、メルクマールを超過する泊発電所3号機の超過分についての取扱いが論点となったところでございます。

　　一方で、維持管理に必要なAの部分と安全性向上のために必要な費用というところについては算入する一方で、再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用というのは計上すべきでないというところは異論がなかったところでございますけれども、一方でCの部分、再稼働に必要な費用というところにつきましては、AからCまでを認めるべきであるという御意見と、他方で、メルクマール超過分は本来認められないというところに立つと、C、D合わせて認められないといった御意見が見られたところでございますが、全体としまして、C、Dについては電気事業の遂行に必要な費用であるといった御意見が多く見られたところでございまして、事務局としましては、AとBについては、34スライド目のとおり、安全性確保の観点から原価への算入を認めると。他方、Dについては不確実性も考慮して算入を認めない。その上でCについては、耐震評価や解析等の業務委託が継続的に行われてございまして、再稼働に向けた取組を着実に進めていくために料金原価への算入を認めてはどうかというふうに考えるところでございます。

続きまして、35スライド目からは設備投資ということで、36スライド目に移りまして、特別監査につきましては、東電E Pについては事務局で確認中の箇所がございましたが、結果として、東電E Pは業務設備のみを有するところ、不使用設備などが織り込まれているというところは確認されなかったところでございます。

また37スライド目は、固定資産除却費が多額に見込まれている場合というのは、当初の想定どおりに固定資産が活用されずに除却される可能性が考えられたため、改めて各事業者を確認を行いました。それぞれ多額となった理由については、例えば広範囲で磨耗が確認されたことから定期点検に合わせて当該設備を除却するなど、合理的であることは確認されたところでございます。

なお、一部の事業者については、過去の除却の発生率を算定して、これに基づいて一括で算定している場合がございますが、この場合についても原子力発電所の新規制基準対応などの一部の例外を除きまして、当初の耐用年数より著しく早いタイミングで除却しているというものがないことは確認してございます。

最後に、39ページ目、東北電力の養成費におけるD X関連費用の内容というところも議論になったところでございます。そこは委員から、全社員を対象とした研修の内容や費用内訳に対して御質問があったところでございますが、東北電力によりますと、全社員への教育のベースとなるプラットフォームを導入し、各階層に応じたコンテンツを提供して教育を行っているということでございまして、最後のポツのとおり、新規ビジネスの事業化を目的としたD X教育など、電気事業を運営する上で必要不可欠とは言えない研修については査定することとしてはどうかと考えるところでございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

前回までにいろいろ委員から御指摘いただいた点、残りの部分まとめて事務局でお答えをいただいて御提案いただいたということであります。これについて、何か御意見等ございますか。特に御指摘いただいた委員の方については、何かまた追加的にあれば、あるいは確認ができたということであれば、その旨御発言いただければというふうに思います。いかがでございましょうか。特に御意見ありませんか。——よろしいですか。

それでは、この「その他の論点について」は、事務局の方で御対応——松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 すみません、挙手が遅れて。まず冒頭、私のコメントで、燃調の上限がな

かったというときにはどうなるのか、その差が改定というか再申請によってどう変わったのかということをごきちんとしていただき、ありがとうございます。これでいろいろなことがとても理解しやすくなったと思います。

ここで、上限がなかったとしたときの値下げ率の差分というのが、補正前と補正後の一差分というのが真水の、今回の申請によってコストが下がった部分ということで、そうでないところは、ある意味で見かけ上の部分ということになるんだろうと思います。見かけ上の変化に比べて真水部分は少ないとはいえ、したがって、もともと事務局がずっと指摘していた、ある意味ニュートラルだという部分はかなり正しいということが示されているのと同時に、しかし真水部分というのもそれなりの値になっている会社があるということ、私たちは十分認識しなければいけないと思います。

いろいろな理由があるということは十分分かっていますが、市場価格の想定には市場価格のマッチングというのが、ここがすごく大きく出てきたところというのは、ある意味不合理だったのではないかと、無茶な申請をしていたのではないかとというようなことというのは、私たちは頭に置いて、今後いろいろな局面でそのようなことが起こらないようにということは頭に入れなければいけないと思いました。

次に、泊の織り込みに関しては、Cの部分、実質的にはCのコストの大宗は認めてしまうという格好になってしまうのではないかと思いますので、若干思うところはあるのですが、しかし全部認めろという委員が多かったことを踏まえれば、踏みとどまったと思います。今回の事務局案というのは支持します。

先ほども申し上げましたが、ここで再稼働と再稼働をしないということの差分というのは相当に圧縮したというようなことを考えれば、前のラウンドで言いましたが、再稼働してきたところというのは、横比較のところでは考慮すべきということはどれぐらい反映すべきなのか、今回のこの整理というのと矛盾のない格好が補正の上限だと思います。その点はくれぐれも消費者の誤認を招かないように対応していただければと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

他にいらっしゃいますか。今の泊のところはいろいろ御意見あったところではありますが、事務局の方でまとめていただいたということで。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員 ありがとうございます。私の疑問点に関して14ページで御回答いただきま

した。ありがとうございました。審議に入る当初、初めの頃、各事業者の皆さんの申請における考え方や算定方法の違いについて私も十分理解できていなかったものですから、ということなんでしょうというふうに質問させていただきましたけれども、各項目について専門会合の審議がこの間進められてくるにつれて、考え方も整理され、私にとっても、委員の皆様の合意によって合理的な判断で全体がコントロールされているということが分かってまいりました。どうもありがとうございました。

○山内座長 川合委員、どうぞ。

○川合委員 私は、出向者の給与負担、北海道電力について一言だけ。30ページに書かれている給与負担の話ですけれども、その会社からの委託費が高いというのだとすれば、ここで負担するのはあくまでも給与差額。だから本来、北海道電力で働いていたらこのぐらゐの給与なのだけれども、そちらに、子会社とか関係会社に出向なので、結局その給与水準と合わないで差額を補填していますというような場合の、その給与の差額だけがこの対象になっているということだけは確認させていただければと思います。

泊については、松村先生のおっしゃったとおりで私も賛成でございます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

今のところはいかがですか。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございます。今、川合委員から御指摘の部分、おっしゃられたとおりでございます。差額の分だけでございます。

以上です。

○山内座長 そういう理解でよろしいということですね。川合委員、よろしいですか。

○川合委員 ありがとうございます。

○山内座長 そのほかいかがでしょう。ということでよろしいですか。事務局の方でもかなり説明に工夫していただいて、皆さんの御希望に対して、あるいは御指摘に対して対応していただいたかというふうに思っておりますので、その他のところについては皆さんの御同意いただいたということでよろしいかと思います。何かコメントありますか。

○池田取引監視課長 どうもありがとうございます。松村委員から御指摘のございました、再稼働できたところについては矛盾のない形での整理が必要ということについては、今後、そういった視点も持ちながらやっていきたいと思います。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、議事は以上ということになります。私の方はこれで、あとの事務的な進捗については事務局でお願いしたいと思います。

○池田取引監視課長　　本日の議事録につきましては、案が出来次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回会合につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第42回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——